

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度を めぐる最近の動向

花立, 文子

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / 法学志林

(巻 / Volume)

98

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

51

(終了ページ / End Page)

114

(発行年 / Year)

2001-03-12

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003549>

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる 最近の動向

花立 文子

はじめに

I ザクセン州における建築家

一 旧東ドイツに属していた州における建築家

二 ザクセン建築家法

三 ザクセン建築家職業倫理と懲戒制度

四 ザクセン建築家職業裁判

五 ザクセン州における建築家関連法の特徴

II バーデン・ヴュルテムベルク州における建築家法と建築家
職業規則の動向

一 バーデン・ヴュルテムベルク建築家法の動向

二 バーデン・ヴュルテムベルク建築家職業規則の動向

III ドイツにおける建築家数
むすびにかえて

はじめに

先に私は、拙著『建築家の法的責任』（法律文化社、一九九八年）の第一部で、建築家の契約責任について検討し

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

た。その際、建築家固有の責任体系との関係上、建築家の活動内容および関連法規、とくに職業倫理をみる必要があった。このことから拙著第二部において、ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度について若干の分析を行った。しかしここでは、旧東ドイツに属していた州の建築家職業倫理と懲戒制度について、関連法規の未整備、資料的な制約等から触れることができなかった。だが、旧東ドイツに属していた州においても、近年建築家の関連法規が整備されつつある。

そこで本稿では、拙著を補足する意味で、旧東ドイツに属していた州において、まず建築家の取扱いがどのようなであったかをみる。そしてザクセン州の建築家職業倫理と懲戒制度を取り上げて、旧東ドイツに属していた州の動向をみることにする。なお、旧東ドイツに属していた州のうちで、州独自の建築家法が最も早く制定されたのは、ザクセン州においてである。また、同州においては職業規則や懲戒手続についても規定され、建築家自治のための法整備が進められつつある。そこで、旧東ドイツに属していた州のモデルとして、ザクセン州の場合をとりあげることとした。そして併せて、最近のドイツにおける建築家法および職業規則の動向を、バーデン・ヴュルテムベルク州を中心にみることにしたい。拙著第二部では、ドイツの建築家職業倫理と懲戒制度について、バーデン・ヴュルテムベルク州を中心にとりあげており、これとの比較から、バーデン・ヴュルテムベルク州における建築家関連法規の動向をみる。なお本稿ではとくに断りのないかぎり、ザクセン州の建築家関連法規については、Architektenkammer Sachsen (Hrsg.), *Architektenhandbuch 1999* (MC Medien & Kommunikation, 1999) に、バーデン・ヴュルテムベルク州における建築家関連法規については、Architektenkammer Baden-Württemberg (Hrsg.), *Architekten Recht 1999/2000* (Forum Verlag GmbH & Co., 1999) に依拠している。

I ザクセン州における建築家

一 旧東ドイツに属していた州における建築家

(1) 建築家法制定の経緯

ここでは、旧東ドイツに属していた建築家の資格承認と関連法規制定の経緯をみることにする。⁽¹⁾

(a) 暫定的建築家法の制定

まず、旧東ドイツの人民議会は、新しく連邦が形成されることを見越して、暫定的に建築家法を一九九〇年七月一日に公布し、一九九〇年八月一三日に発効するものとした (GVBl. DDR I S.91)。本法は、ブランデンブルク州、メクレンブルク・フォアポメルン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州およびチューリンゲン州において、それぞれの州で独自の建築家法が制定されるまで適用されることとなった。

このうち、ザクセン州において、建築家法がいち早く一九九四年四月一日に制定された (GVGL. S.765)。また、旧東ドイツに属していた東ベルリンの建築家の場合には、東ベルリンが一九九〇年一〇月三日以降ベルリン州に属するものとされたため、このときからベルリン州の建築家法が適用されている。

(b) 適用範囲

右の暫定的一九九〇年建築家法は、旧東ドイツの建築家および旧東ドイツで活動する外国人建築家に適用されるも

⁽¹⁾ ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向 (花立)

のとされた。

(c) 職能による分類

建築家は、その職能にしたがって「建築家」、「屋内建築家」、「庭園および景観建築家」および「都市計画家」に分類された。

(d) 活動形態に応じた建築家名簿への登録

活動形態に応じて、自由業（フリー）として活動する建築家、営利事業に就く建築家、私法上の被備者または公法上の公務員である建築家、および活動停止の建築家に分類して、建築家名簿へ登録されるものとした。

(e) 建築家名簿登録要件

建築家名簿への登録要件については、旧東ドイツの状況を一部勘案している。

建築に係る専門の課程を修了し、大学および単科大学を卒業した者は、登録要件を充足する。なお、単科大学卒業要件は、七年の実務経験で代替しうるものとされた。また、東ドイツにおける専門学校を卒業し、五年の実務経験を有する者は、登録要件を充足する。これらの者の場合には、暫定建築家法施行後一年内に申請することで登録できることとなった。

そして、建設エンジニア専門の単科大学卒業者でも、七年の実務経験とその間の業績を提示することで、建築家として登録できるものとした。

さらに、学歴について特記するものがない場合には、建築家としての活動を証明することで、登録可能とした。なお、バーデン・ヴュルテムベルク建築家法第四条第三項第一文では、学歴を欠く場合には、建築家名簿に登録された

建築家の下で一〇年の実務経験があるか、同様の活動が証明された場合に登録要件を充足するものとされている。

また、旧東ドイツにおいて、固有の「私的建築家」として免許を取得していた場合にも、登録を可能とした。ただし、この免許の適法性は、当該建築家法施行後六カ月内に申請し、建築家名簿に登録されるまでの間とするとされた。

(2) 旧東ドイツに属していた各州の建築家法

旧東ドイツに属していた各州で、建築家会自体は比較的早期に設置された。しかし、一九九〇年の暫定的建築家法に基づき、各州全部で独自の建築家法が制定されるまでには、相当の年月を要している。

ザクセン州では、一九九四年にいち早く制定されたものの、他州では、早いところでは一九九七年、遅いところでは一九九八年になって初めて州独自の建築家法が制定されている。ようやくここに至り、建築家に係る自治制度が推進められつつあるようにみえる。

次に、参考までに各州の建築家法制定時期を示しておく。

① 東ベルリン

先に示したように、東ベルリンの場合には、一九九〇年一月三日以降ベルリン州に属するものとされ、ベルリン州の建築家法が適用されている (Berliner Architekten und Baukammengesetz in der Fassung vom 13. März 1991)。

② ブランデンブルク州

ブランデンブルク建築家法は、一九九七年四月七日に制定され (Brandenburgisches Architektengesetz (GVBl.

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向(花立)

1 S.20) 一九九八年一月二十六日に改正された (GVBl. I S.218)。

③ メクレンブルク・フォアポメルン州

メクレンブルク・フォアポメルン州における建築家法は、一九九八年三月二日に制定されている (Architektengesetz des Landes Mecklenburg-Vorpommern (GVObI. S.364/GS M. - V. Gl. Nr.2130, her. in GVObI. S.549, 1998, Nr.12)。

④ ザクセン州

ザクセン州では、他州に先駆けて、建築家法が一九九四年四月一九日に制定された (Sächsisches Architektengesetz (GVGL. S.765))。そして一九九八年十二月十七日に改正されている (GVBl. I S.562)。

⑤ ザクセン・アンハルト州

ザクセン・アンハルト建築家法は、一九九八年四月二十八日に制定された (Architektengesetz des Landes Sachsen-Anhalt vom 28. April 1998 (GVBl. S.243))。

⑥ チューリンゲン州

チューリンゲン建築家法 (Thüringer Architektengesetz) は、一九九七年六月二三日 (GVBl. S.210) に制定され、一九九九年二月三日 (GVBl. S.110) に改正されている。

二 ザクセン建築家法

ザクセン州独自の建築家法は、旧東ドイツに属した州の中で、最も早く制定されている。また、職業規則や懲戒手

続についても徐々に規定され、建築家自治のための法整備が進んできた。そこで、旧東ドイツに属していた州のうちから、ザクセン州の建築家法をモデルとして取り上げることとした。

次に、まずザクセン建築家法を概観し、さらに、日本法上参考になる規定として、建築家という名称の保護、建築家の職務、建築家の職業上の活動形態、職業上の義務をみることにする。

(1) ザクセン建築家法の概観

ザクセン建築家法は、他州の建築家法とほぼ同内容で構成されている。

第一編には、建築家のあり方について規定されている。まず、建築家の任務とはどのようなものが規定されている。次いで、職業上の名称使用について、名称の使用権限を有する者、その名称を用いて活動する場合の建築家の行為のあり方、および活動の際の義務が定められている。また、建築家と都市計画家の登録に関して、名簿、登録要件、登録が拒否される場合、および抹消される場合の規定が置かれている。さらに、外国人の建築家と都市計画家の取り扱いについて規定されている。

第二編には、ザクセン州の建築家会について規定されている。建築家会の設立とその会員、建築家会の任務、および建築家会運営上の規則、組織、代表団、および理事についての規定である。そして、建築家会が取り扱う登録に係る登録委員会、および建築家会会員の職業上の紛争のための調停委員会について規定している。

第三編の内容は、建築家が職業規則に違反した場合の、懲戒処分規定である。まず、名譽手続の内容をあげ、そして名譽手続を実施する名譽委員会について、さらに名譽手続による処分の内容が規定されている。

第四編には、建築家会会員の相互扶助、監督官庁、会員の秘密保持義務について規定されている。

第五編では、第二条規定の職業名の使用違反、および職業名に言葉結び付けて用いることが許される範囲を超えた場合について規定している。また、第九条第三項第一文では、基本法適用領域内で建築家名簿へ登録していない外国人建築家および都市計画家が、ザクセン州内で、初めて建築家の仕事を行う場合には、予めザクセン建築家会に届け出るものとされている。そしてこのような規定違反に対しては、二〇、〇〇〇DMの制裁金を課すことができる規定されている。

第六編には、経過規定、施行規定がおかれている。

右がザクセン建築家法の構成である。

(2) 名称保護

ドイツの各州建築家法には、建築家の身分を堅持し、保護するために、とくに建築家という名称についての規定が必ず設けられている。ザクセン建築家法も同様であり、名称保護について、以下のように定めている。

「第二条（職業上の名称）」

1 名称「建築家」、「屋内建築家」、ならびに「庭園および景観建築家」は、建築家名簿に、その職業名で登録されている者、または第九条により職業名の使用権限を有する者のみが、使用することができる。

2 名称「都市計画家」は、その名称で、都市計画家名簿に登録されている者、または第九条により、その職業名の使用権限を有する者のみが、使用することができる。

3 名称「フリー建築家」および「フリー都市計画家」は、自由業の活動形態で建築家名簿に登録されている者、または都市計画家名簿に登録されている者のみが、使用することができる。

4 第一項から第三項に掲げた名称と結合する語は、相当する名称の使用権限を有する者のみが、使用することができる。

5 女性は、女性を示す詞の形式での職業名を使用することができる。

6 学位使用権については、本規定は及ばない。

7 本法において、「建築家」が用いられる範囲で、この意義は、他規定の条件の下で、屋内ならびに庭園および景観建築家についても適用される。」

(3) 建築家の任務

次に、建築家の任務についてみることにする。ザクセン建築家法は、建築家の職業のあり方を理念的に、そして詳細に規定している。他州の建築家法においても、同様に規定されている。

「第一条（職業上の任務）」

1 建築家の職業上の任務は、建築物について造形、建築芸術、技術、経済、環境および社会に配慮した設計を行うことである。

2 屋内建築家の職業上の任務は、屋内について造形、建築芸術、技術、経済、環境および社会に配慮して設計を行うこと、ならびに建築物と屋内とを関連づけて改装を行うことである。

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

3 庭園および景観建築家の職業上の任務は、庭園、公園、景観および緑地帯について造形、建築芸術、技術、経済、環境および社会に配慮して設計を行うことである。

4 都市計画家の職業上の任務は、庭園、公園、景観および緑地帯について、造形、建築芸術、技術、経済、環境および社会に配慮して、都市の設計を行うこと、および地域の設計を行うこと、特に、都市計画を策定することである。

5 第一項から第四項に掲げた任務には、対象についての計画および実施に結びつく全ての問題に関して、委託者への助言、援助および代行、ならびに実際の建築方法についての助言も含まれる。

6 建築家、庭園および景観建築家、および都市計画家の職業上の任務には、第一項、第三項および第四項における任務の範囲で、州の発展、地域の発展、ならびに環境との調和をはかり、都市計画の範囲内における設計を行うこと、および鑑定を行うことも含まれる。」

ところで、日本において、ドイツの建築家法にあたるものは「建築士法」である。これは、昭和二五年に制定されたその後改正を經ている。日本の建築士法には、建築家の任務についての理念的な規定が少ない。わずかに第一条で、「建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。」と規定するにすぎない。職務に係る規定は、もっぱら建築家の職務の範囲、すなわち規模や用途に応じた職務の範囲について規定するのみである。

他方で、建築士法第一〇条の懲戒規定によれば、第一項第三号の「業務に関して不誠実な行為をしたとき」は、戒告の上、一年内の業務停止または免許取消しの処分を受けるものとされている。たとえば、工事監理者欄への名義貸

し等がこれにあたるものと思われる。しかし、建築士法自体に、建築家という職業の特殊性、とくに社会的地位を意識した理念を欠いていれば、遵守すべき規範意識が高まりにくいであろう。名義貸しのような行為が繰り返し行われるのは、それを行う建築家に関する問題性が認識されていないこと、また規範意識の高くないことの表れといえよう。

建築士法において建築家の職域を示すことが、建築物と環境との関係、建築物と社会との関係、建築物と人との関係、建築物の構築する人間関係等をも含めて、建築家として任務を遂行すべきである、との内容を含むと解釈できない。しかしながらたとえば、「木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの」は一級建築士でなければ設計または工事監理を行うことができないとの規定（建築士法第三条第一項第二号）からは、そのような解釈はしにくいであろう。この点で、社会性を意識したザクセン建築家法が参考になる。

(4) 建築家の職業上の活動形態

ザクセン建築家法第三条では、他州と同様に、活動形態を分けている。自由業として活動するフリー建築家、建築営利事業を営む建築家、および被備者または公務員として活動する建築家である。そして具体的に、どのような場合にそれぞれの形態に属するのかを規定している。

(a) フリー建築家

まず、自由業として活動するフリー建築家について、個人的生産利益、商取引上の利益、または供給利益を得ず、その職業上の活動形態と異なる所での利益の代表者でなく、また代表としての義務を負うのでもない者は、自由業と

して活動するものと規定する（第三条第二項）。このように、自由業として建築家の活動をする場合には、営利追求および別の業務活動を通して利益を得ることを排除している。

(b) 営利事業に従事する建築家

建設業に従事する者、建設業を経営する者、または建設業に関与する者は、営利事業として活動するものとする、と定めている（同条第三項）。なお、Ⅲの建築家の実態の項で示されているように、この活動形態をとる建築家数は、他と比べて多くない。

(c) 被備者または公務員として活動する建築家

さらに、専従してまたは主として、労働者として働く者は、被備者として活動するものとする、と規定している（同条第四項）。また、主としてまたは専従して公務員として働く者は、公務員として活動するものとする、と定めている（同条第五項）。

(5) 職業上の義務

(a) 職業上の義務の位置づけ

次に、職業上の建築家の義務をみる。

ザクセン建築家法のみならず、ドイツ各州の建築家法にみられる統一的な特色のひとつは、建築家という職業上の身分の保護が明確であり、かつその点に配慮されているという点にある。そして、この目的の一環として、職業上の義務が定められている。一見細かいもののように見えるが、義務として果たすべき原則が定めてある。このことから、

職業外での建築家の態度についてまで規定されている。

そうして、さらに詳細な、かつ具体的な義務群として、建築家の職業規則が定められている。この職業規則については、後にふれる。

以下で、参考までに、まずザクセン建築家法、その後日本法を示しておく。

(b) ザクセン建築家法

ザクセン建築家法第四条では、概略次のものが職業上遵守すべき義務とされている。

① 建築家および都市計画家は、誠実にその任務をはたし、そして職業上尊敬かつ信頼されるような態度をとらなければならぬ。

② とくに、建築家および都市計画家は、次の義務を負うとされている。

1 その職務を遂行する際には、第三者の生命および健康、環境および物の価値を侵害しないように、注意すること、

2 委託者の当然の利益、とくにその行為および業務上知りえた秘密を保持すること、

3 良き慣行に反するような競争目的の行為、とくに厚かましい、不当な広告を控えること、

4 職業上の教育を継続すること、かつその際に、職業上の適性を調査すること、

5 個人責任で活動する場合には、責任発生の危険に対して、職業上の活動の範囲、および種類に応じて、十分に職業責任保険に加入すること、

6 任務を遂行するすべての者に対して、および他の職業に所属する者、とくに建築関係のエンジニアと協力して

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向(花立)

仕事をする場合には、その者に対して同僚として行動すること、

7 建築のコンペには、相当する規定の手続要件に基づき、公明正大かつ透明性のある審査が確保され、かつ調和のとれた方法で、主催者と参加者との利益が顧慮されている場合にのみ、参加すること、

8 職業上の活動と並んで、任務と関連する営利追及活動を行わないこと、

9 任務を遂行する際、手数料、値引き、またはその他の特典自体を、委託者でない第三者に所属する者または協力者に対して、要求または受領しないこと、

10 報酬の合意に関しては、建築家とエンジニアの給付に係る報酬規定、およびその他の関連料金規定に注意すること。

③ 任務外の行動については、個別の事情により職務遂行上、または職業上の身分の威信にとって、著しく尊敬かつ信頼を損なうことになるときは、義務違反となるものとされている。

(c) 日本建築士法の職業上の義務

建築士法では、職業上の義務について次のように規定されている。

「第一八条（業務執行） 建築士は、その業務を誠実に履行し、建築物の質の向上に努めなければならない。

2 建築士は、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにしなければならない。

3 建築士は、設計を行う場合においては、設計の委託者に対し、設計の内容に関して適切な説明を行うよう努めなければならない。

4 建築士は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。

第二十一条（その他の業務） 建築士は、設計及び工事監理を行うほか、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定及び建築に関する法令又は条例に基づく手続の代理等の業務（木造建築士にあっては、木造の建築物に関する業務に限る。）を行うことができる。」

このように、職業上の建築家の義務として、日本の建築士法にもザクセン建築家法に一部あたるものが規定されている。これには、建築物自体の質の向上、法規を遵守した建築物の設計、注文者への説明義務、注文者への報告義務、およびその他建築家の行うことのできる業務が定められている。しかし日本法の規定には、建築家という職業上の社会的地位についての意識を呼び起こすような規定が乏しい。

三 ザクセン建築家職業倫理と懲戒制度

(1) ザクセン建築家職業規則

ドイツにおいては、建築家の身分の保護、すなわち建築家の社会的地位を確保するための方策がとられている。その一環として、職業倫理にあたる職業規則が定められ、これに違反した建築家に対しては、職業裁判により懲戒処分がなされている。

ザクセン州においても同様である。この職業規則にあたるものは、「ザクセン建築家会の職業上の義務履行のため
の指針」(Richtlinien zur Ausübung der Berufspflichtender Architektenkammer Sachsen) である（以下「ザ

クセン職業指針」という。これは、一九九八年一月一四日のザクセン建築家会における代表者会議により決議され、DABで一九九九年一月に公表された翌日から施行されている。

なおザクセン職業指針は、ザクセン建築家法第一二条、およびザクセン建築家法第一三条に基づくザクセン建築家会規則 (Satzung der Architektenkammer Sachsen (一九九六年二月DABに公表された翌日発効) 第二条第一項に基づいて制定されている。

次に、ザクセン職業指針の内容をみる。

(2) ザクセン職業指針の概観

ザクセン職業指針は、次のように構成されている。

まず、前文で本指針について説明がなされている。概略以下のものである。本指針は、建築家と都市計画家の職業上の義務を定めたものであり、現代に適合する職業観を反映している。現実の政治的、経済的状况において、建築家の職業象も変化しつつある。それ故本指針は、職業遂行の規律のみならず、建築家界の職業観および社会における建築家の責任、そして市民の利益に対する義務について述べた。

全ての建築家に、職務遂行上の原則を遵守することが義務づけられている。それは、①行為原則、②職業上の名称使用、③同僚としての態度、④職業教育の継続、⑤自由業(フリー)としての建築家の独立性、⑥注文者の利益保護、⑦職業責任保険、⑧著作権の保護、⑨コンペへの参加、⑩広告規制、⑪報酬規定の遵守、⑫共同事業に係るものである。

右のような前文の下に、①～⑫について遵守すべき具体的義務が規定されている。さらに、最終規定と施行規定がおかれている。

(3) 総論的規定

ザクセン職業指針第一条は、一般的な義務として、建築家の行為原則を定めている。具体的にまず、建築家の責任として、専門的能力を有すること、および良心的な職業遂行を求めている(第一項)。そして、建築関連法規の遵守(第二項)、および建築家という職業身分に対する尊敬の推進(第三項)を義務づけている。

(4) 各論的規定

(a) 職業上の名称「建築家」の使用

建築家は、ザクセン建築家法第二条に基づき、専門に応じて「建築家 (Architekt)」「屋内建築家 (Innenarchitekt)」「庭園および景観建築家 (Garten- und Landschaftsarchitekt)」「都市計画のための建築家 (Architekt für Stadtplanung)」および「都市計画家 (Stadtplaner)」の名称を使用するものとする(第一条第一項)。そして、建築家名簿に登録されている右の建築家のみが、その名称に語を付加することができる(同条第二項)。

このように、職業上の名称使用については、建築家法第一条で定め、さらに重ねてザクセン職業指針第二条においても規定し、厳格に制限している。

(b) 同僚としての態度

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向(花立)

建築家は互いに同僚として行動すべき義務を負う（第三条第一項）。

そして、建築家は、思いやりのある態度をとり、同僚を尊敬しなければならない。あらゆる批判は、冷静かつ節度をもってなし、また受け入れるものとする。他の建築家の人格、仕事の方法、専門知識、およびその能力に關してさげすみの言葉を発することは、同僚をその地位またはその活動から排除しようとする行為と同様に、建築家界の尊敬とは相容れないものである（同条第二項）。

注文者が建築家の交替を求めるときは、後任建築家は、当該注文者および前任建築家との契約が終了し、または前任、および後任の両建築家に報酬が支払われる場合にのみ、受託することができる（同条第三項）。これは、前任建築家と後任建築家との間の紛争を予防するものである。

また建築家は、任務遂行上、自己の自由な意思決定に影響を及ぼすことになる利益を要求したり、または受領してはならない。そして、手数料や値引き、その他の特典の要求または受領が禁じられている（同条第四項）。

さらに、建築家と協力建築家間で労働契約を締結すること（同条第五項）、成果を公表する場合には、重要な部分を分担した協力建築家の名前をあげること（同条第六項）が、建築家に義務づけられている。

そうしてまた、建築家間での建築確認申請についての仲介における利益供与を禁止している（同条第七項）。

(c) 職業上の教育の継続

建築家は、設計および建築に対して刻々と変化する要望を批判的にとらえ、かつ最新の知識取得のための継続教育が義務づけられている（第四条）。

(d) フリー建築家の独立性

建築家は、その任務遂行上、注文者に対して独立した助言者、および代弁者である。任務遂行上の独立性を確保するために、自己の営利追求および建築営利事業上の利益追求をしてはならない（第五条）。

(e) 注文者の利益の保護

建築家には、注文者の利益保護義務、かつ職務上知りえた秘密の保持義務、建築家と注文者間の明確な契約締結義務、協力建築家の職務の範囲についての注文者への説明義務を負う。また、協力建築家の活動の調整義務、建築関係者に対する注文者の権利保護、および信義則に基づく権利擁護義務がある。さらに、職業遂行上第三者の生命、身体、環境および物に対する侵害が生じないように注意すべき義務等を負う（第六条）。

(f) 職業責任保険

損害賠償責任の発生に備えて、十分な職業責任保険への加入義務が課されている（第七条）。

(g) 著作権の保護

建築家は、他者の精神的財産を尊重しなければならない。建築家は自己の責任の下で、または指揮の下で作成された設計図書または建築確認設計図書にのみ、署名または印章を押ししなければならない。また、その成果に重要な部分で協力した建築家名を挙げる等の義務を負う（第八条）。

(h) コンペへの参加

建築家は、コンペに、コンペ関連規定⁽³⁾を遵守して、公明正大に成果が審査され、および主催者と参加者との利益が顧慮される場合にのみ参加しうる（第九条第一項）。また、コンペ手続に疑義のある場合には、参加者、審査員または一次審査員としての協力要請について、建築家会に報告すべき義務を負う（同条第二項）。

⁽³⁾ ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

(i) 広告規制

委託を求める広告は許されるが、他の建築家を比較したり、けなしたり、また報酬引き下げの広告は許されない（第一〇条）。なお、ザクセン職業規則における広告規定は、他州に比べて非常に緩やかであり、広告が原則許される形態になっている。

(j) 報酬規定の遵守

報酬は、建築家とエンジニアのための報酬規定に依拠すべきである。履行された給付と報酬額とは一致しなければならない。建築家は、原則として報酬のない職務を注文者のために行わないこと等も義務づけられている（第一一条）。

(k) 共同事業—建築家事務所の法人化

共同事業については、概略次のようである（第一二条）。

① 建築家は、職務を、共同経営、個人会社、組合、または株式会社の形態で遂行することができる。但し、任務遂行上の義務を遵守しなければならない。株式会社の場合には、名称「建築家」を使用して、または言葉を付加して、社名にしてはならない。

② フリーとして活動する建築家は、個々の任務を遂行する際、その都度、建築家、その他の専門家、および他の職業に就く者と、それらの者が自由業として活動していない場合であっても職業上の共同事業団体を形成することが許される。個々のパートナーの異なる職能は、それぞれの者について、明確に認識しうるようにしなければならない。

③ フリー建築家は、共同事業を行う際、次のことに注意しなければならない。

1 職業上共同事業を行う場合には、観念的にも実質的にも建築営利事業に従事するパートナーの活動のための関係をつくらないことに注意すること

2 フリー建築家は、大学、単科大学、芸術単科大学、ないしは同程度の教育課程の卒業を証明するパートナーとのみ共同事業を行うこと

3 建築家が共同事業を行う場合には、取引上全てのパートナーを個別にあげること

(1) その他

その他最終規定として、次のようなことが規定されている（第一三条）。

1 職業に反する行為は、建築家会の名誉委員会における手続において処分される。

2 建築家会の会員間の職業上の紛争は、通常裁判所に提訴する前に、まず調停委員会にもたらされるべきである。

3 職業上の原則は、職業上の義務を余すところなく規定することができない。建築家という職業の高度文化的、社会的かつ経済的意義を、常に意識する建築家のみが、職業上の身分に対する自己の義務を、完全に全うするものである。全ての建築家は、建築家という職業に適用される法規定を熟知すべき義務を負う。また建築家は、職業上の義務の不知を援用することはできない。

四 ザクセン建築家職業裁判

(1) ザクセン建築家会名誉規則

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

右にみたザクセン職業指針に違反した場合には、同指針第一三条第一項に基づいて、職業裁判により懲戒処分される。この職業裁判は、ザクセン州では、名譽裁判と称する。名譽裁判の手續のために、ザクセン建築家法第一六条第一項第二号および第二二条第六項に基づいて、ザクセン州建築家会名譽規則 (Ehrenordnung der Architektenkammer Sachsen 以下、ザクセン名譽規則という。) が定められている。これは、一九九六年二月のD A Bに公表された日の翌日から発効した。

拙著第二部のバーデン・ヴュルテムベルク州における建築家職業裁判の項で紹介した内容と同様に、ザクセン名譽規則も基本的に手續を重視している。

(2) ザクセン名譽裁判の対象

ザクセン建築家会会員の職業に反する行為は、名譽手續において懲戒処分される。ザクセン建築家法第四条第一項および第二項に示された、建築家および都市計画家(以下、両者を併せて建築家という。)の職業上の義務に違反し、そしてそれによって職業に対する尊敬を害した者が、職業に反する行為をしたことになる。個別事情により、任務遂行上、または職業上の地位に対する尊敬にとつて、とくに著しく尊敬かつ信頼を損なうことになるような態度をとる者も同様に名譽裁判の対象となる。

政治、宗教、経済および芸術上の見解および行為、または経済的な職業問題に対する論評は、名譽手續の対象とならない(ザクセン名譽規則第一条)。

(3) 名譽裁判の手續

ザクセン名譽裁判の手續規定によれば、概略次のような内容である。

(a) 管轄

名譽手續は、ザクセン建築家会において構成される名譽委員会で行われる（同規則第一〇条）。

(b) 名譽委員会の委員の除斥および忌避（第一条）

名譽委員会の委員は、裁判官であるとすれば法律に従って裁判官の職務行使から除斥されるか、または偏頗のおそれを理由に忌避される場合には、対象の手續に関与しない。この場合には、刑事訴訟法第二二条および第二四条が準用される。

(c) 名譽手續の請求権（第二二条）

名譽手續は、委員、理事会、監督官庁またはザクセン建築家法第九条第三項および第四項に定める建築家名簿に登録されている者の請求により実施される。また、第三者の申し立てた請求については、名譽手續の開始に関して名譽委員会が決定する。

名譽手續の請求は、名譽委員会委員長に対して書面をもって行う。これには、証拠資料を挙示し、詳細な理由を付さなければならぬ。

(d) 名譽手續開始（第二三条）

名譽手續の開始決定について、名譽委員会の委員長が、事実が十分に解明されていると認めるときには、関与する陪席を招集する。そして名譽委員会は、直ちに手續の開始を決定する。開始決定の謄本を、各一部ずつ、手續の対象

者、招集された陪席および当建築家会の理事会宛に送達する。

開始決定に際しては、職業に対する尊敬を損なった行為が認められる事実、調査の重要な結果、および証拠について述べられなければならない(第一三条)。

(e) 口頭弁論(第一四条)

口頭弁論について、まず場所と期日は、名譽委員会委員長が決定する。口頭弁論には、対象建築家、その弁護人、招集された陪席、およびザクセン建築家会会長が召喚される。そのほか、審理において聴取の必要のある証人および鑑定人が召喚される。

対象建築家およびその弁護人に対する召喚状の中に、名譽委員会に関与する委員、証人および鑑定人を挙示しなければならぬ。

(f) 非公開(第一五条)

手続は非公開である。

(g) 対象者の欠席(第一六条)

対象者が法規に則って召喚されていた場合で、かつ、欠席のための説得力のある理由を適時に書面で提出しない場合には、口頭弁論は、その欠席中に行うことができる。対象者が外国にいるか、またはその所在地が不明の場合も同様である。

(h) 審理の経過(第一七条)

口頭弁論に証人が欠席する場合には、名譽委員会委員長がその調書内容を朗読する。

そして対象建築家の聴聞後に、証人および鑑定人が聴取される。

他の証拠が必要なときには、名譽委員会は、他の証人および鑑定人の召喚を決定することができる。証拠調べの終結後、ザクセン建築家会会長および弁護士は、意見表明の機会を持つ。また会長は、代理人に意見表明をさせることができる。対象建築家が最後に陳述する。

(i) 名譽手続の打切り（第一八条）

手続を打ち切ることができるのは、対象事案における義務違反の程度が軽微なときである。これは名譽委員会が行う。他方、手続を打ち切らなければならない場合がある。これは、対象建築家が建築家名簿への登録を断念するときである。

(j) 審議と決定（第一九条）

名譽委員会の審議は秘密とされる。その審議には、任命された名譽委員会の委員のみが参加しうる。そして決定は、口頭審理に引き続いて告知される。

(k) 決定の告知（第二〇条）

決定は、決定についての本文の朗読、および決定理由の重要な部分を通知することにより告知される。また、決定は書面に記され、かつ理由を付さなければならない。対象建築家、その弁護士および理事会には、理由を付した決定書の謄本が送達される。

この決定書の謄本には、不服申立方法が付される。不服の場合にはザクセン州建築家法第一八条第八項が準用され、⁽⁶⁾行政裁判所にその取消を求めて提訴しうる。

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

(1) 処分内容

名督手続を経て科される処分の内容は、第二二条によれば次のようである。

① 名督手続においては、次の措置を言い渡すことができる。

1 譴責

2 二〇、〇〇〇DM以下の制裁金

3 建築家会の組織または委員会における委員の資格剥奪

4 建築家会の組織における選挙権または被選挙権の四年間の剥奪

② 前①2から4に掲げた措置は、併科することができる。

③ 職業義務違反の訴追は、四年経過すると時効となる。時効の開始、停止および中断については、刑法第七八条a
第一文、第七八条bおよび第七八条c第一項から第四項が準用される。当該行為が刑法にも違反する場合には、職業義務違反の訴追は刑事訴追と同時に時効となる。

④ 制裁金は建築家会の収入となる。

(m) 費用とその負担

名督手続に要した手数料および立替金は、ザクセン州建築家会報酬規則の定めに従って徴収される。また、証人の立替金および補償は、証人および鑑定人補償法⁽¹⁾にもとづいて支給される(第二二条)。

決定に際して、手続費用の負担者が定められる。対象建築家が不処分ときは、ザクセン建築家会が負担する。代理人および補佐人の召喚費用は償還されない。

有罪または手続の打切りの場合は、対象建築家が負担する。

名誉委員会の委員長によって手続が中止された場合には委員長が、他方第一八条第一項および第二項の場合には名誉委員会が、公正な裁量により費用負担を決定する（第二三条）。

(n) 名誉規則の欠缺

名誉手続は、本規則に別段の定めのない限り、非訟事件手続法の規定が準用される（第二四条）。

五 ザクセン州における建築家関連法の特徴

ザクセン州における建築家関連法の中で、他州と際立って異なる点は、広告に関する規定である。ザクセン職業指針第一〇条は、委託を求める広告は許されるが、他の建築家との比較広告、他の建築家をけなしたり、また報酬引き下げの広告は許されないとしている。ザクセン州の広告規制はこの一条のみであり、広告については原則自由の考え方を採っているといえよう。

他州の広告規定は、許される形態を例外的に示す方法で、広告について原則禁止を採っている。しかし社会・経済上の変化から、注文者への情報提供の一環として建築家が広告をなしうるようになり、広告の許される形態を拡大する方法で広告規制緩和が行われつつある。このような傾向の中、ザクセン州では、制定時より広告について原則自由を採り入れている。

この背景として、旧東ドイツに属していた当時のザクセン州の状況が反映していると考えられる。当時のザクセン州には州都のドレスデンがあり、さらにはライプツィヒもあった。とくにライプツィヒは、旧東ドイツを代表す

る第一の都市であり、国際見本市の開かれる商業の盛んなところであった。

このような背景から、ザクセン州においては、広告原則禁止の前提となる、広告が建築家の社会的地位に悪影響を及ぼしかねないという考え方を採用せず、むしろ原則自由を選択したものとみることができるといえる。他州の広告規制緩和の動向に鑑みて、ザクセン州はむしろ先駆的であり、他州も追随する傾向にあるといえる（広告についてⅡ2(2)で後述）。

Ⅱ バーデン・ヴュルテムベルク州における建築家法と建築家職業規則の動向

一 バーデン・ヴュルテムベルク建築家法の動向

拙著第二部では、職業倫理と懲戒制度を主体とし、その関連でのみ限定的に建築家法をとりあげた。以下では、拙著で触れなかったものも含めて、建築家法の動向をみることにしたい。

(1) 建築家法改正の動向

建築家法は、主として次の点で改正されている。

女性詞を用いた建築家の名称使用権が認められるようになった。EU域内の建築家の名称使用権限について、四年制以上の大学卒業の学位を有する者を、ドイツ国内の学位と同等の取り扱いがなされるとの規定が追加された。都市

計画家が、建築家法に組み入れられた。また建築家職業裁判の処分内容が、重く変更されている。

建築家は法人設立ができるようになった。つまり建築家名簿に共同事業や有限責任会社で登録することが可能になったのである。また、建築家・女性建築家という職業名の使用権限を、実習中の者にも認めるに至った。

他にも、戦争帰還兵の項の削除等がある。

なお、バーデン・ヴュルテムベルク州建築家法 (Architektengesetz) の改正は、一九九〇年八月一日 (GVBl. 269)、一九九四年六月十五日 (GBl. vom 14.7.1994) および一九九九年一月五日 (GBl. S.411) になされた。次に、主だった個々の改正点についてみることにする。

(2) 女性建築家の取り扱い

(a) バーデン・ヴュルテムベルク州建築家法の場合

建築家法第二条は、職業上の名称使用権限者を定めた規定である。そして本条に、女性を示す詞の名称が追加され、次のように規定されている。

「職業上の名称「建築家」または「女性建築家 (Architektin)」、「屋内建築家」または「女性屋内建築家 (Innenarchitektin)」、「庭園および景観建築家」または「女性庭園および景観建築家 (Garten- und Landschaftsarchitektin)」、「都市計画家」または「女性都市計画家 (Stadtplanerin)」は、相当する名称で建築家名簿に登録された者または第八条によりこの職業上の名称使用の権限を与えられた者のみが、使用することができる。」

さらに、同条第三項にはその職務形態に応じた名称使用権限について規定されている。それによれば、「建築家事

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向 (花立)

務所」または「都市計画家」、または同様の付加語は、その事務所のために、同条第一項に従って相当する名称の使用権限を有する者のみが、使用することができる。また、第一条による職務を自由業として行い、かつ営利事業に従事しない者は、建築家名簿に登録後、「フリー」を付して次のように使用することができる。それは、「フリー建築家」または「女性フリー建築家 (freie Architektin)」、「フリー屋内建築家」、または「女性フリー屋内建築家 (freie Innenarchitektin)」、「フリー庭園および景観建築家」または「女性フリー庭園及び景観建築家 (freie Garten- und Landschaftsarchitektin)」、「フリー都市計画家」または「フリー女性都市計画家 (freie Stadtplanerin)」である。そして、他の語を付加する場合には、職業名は使用することができない。

(b) 他州の建築家法の場合

全ての州の建築家法に、女性詞の職業名がつけ加えられているわけではない。たとえば、ヘッセン建築家法 (Hessisches Architektengesetz (GVBl. I S.562) やラインラント・プファルツ建築家法 (Architektengesetz Rheinland-Pfalz (GVBl. S.216)) などには、そのような文言はみられない。

また、その女性詞を加えたとしても、建築家法における表現には若干相違がある。

バーデン・ヴュルテムベルク建築家法におけると同様の形式を採用するのは、バイエルン建築家法 (第二条第一項) (Bayerisches Architektengesetz (GVBl. S.323))、ザクセン・アンハルト建築家法第三条第一項 (Architektengesetz des Landes Sachsen-Anhalt (GVBl. S.243))、およびシュレスヴィヒ・ホルシュタイン建築家法第三条第一項 (Bekanntmachung der Neufassung des Architekten- und Ingenieurkammergesetzes (GVBl. Schl.-H. S. 274)) である。

プランデンブルク建築家法では、Architektin 又は Architekt, Innenarchitektin 又は Innenarchitekt, Garten- und Landschaftsarchitektin 又は Garten- und Landschaftsarchitekt, Architektin für Stadtplanung oder Architekt für Stadtplanungと表記されている(第一条第一項)。このように、男性詞が女性詞の後に表記されているところもある。

また、ザクセン建築家法第二条第五項は、「女性は女性を表す詞の形式で職業上の名称を使用することができる」と規定している(Sächsisches Architektengesetz (GVBl. S.662))。このような形式で女性詞を取り扱っているのは他にニーダーザクセン建築家法第一条第四項(Niedersächsisches Architektengesetz (Nds. GVBl. S.252))、チューリンゲン建築家法第一条第四項(Thüringer Architektengesetz (GVBl. S.110))などにもみられる。

(c) 女性詞での名称使用の導入

女性詞での名称使用が導入された背景として、Architektが男性建築家であることを示すことから、情報提供の環境として、女性建築家であることを明確に示すことができるようにしたものと考えられよう。また、一九九九年一月一日現在の統計によると、バーデン・ヴュルテムベルク州における建築家数は、女性一七、五九二人、男性八〇、六四八人である。⁽⁸⁾すでに女性建築家が全体のうちの二〇%を超える割合を占めている。このような女性建築家数の増加も、女性詞導入の一因と考えられうる。

(3) 都市計画家制度の導入

(a) 建築家制度の導入

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向(花立)

建築家法に都市計画家が加えられた。

建築家法第一条第六項第一文は、「第一項および第三項の建築家の任務には、都市計画の実施、都市計画上の助言、都市計画上の鑑定、および開発計画および地域計画、その実施に向けた協力もまた入る。」と規定され変更がない。このように、もともと建築家は、都市計画に係る職務を行うことができるし、現在もまたこの点に変更はない。

そこに専門の都市計画家が加えられている。同項第二文に、「都市計画家の任務には、開発計画および地域計画の実施に向けた協力もまた入る。」と新設された。そして、建設エンジニアとして活動する者も、要件を充足すれば、都市計画家として登録が可能となった。

都市計画家の任務については、「造形、技術、経済、生態学および社会的に、地域および都市を計画することであり、とりわけ都市計画上の諸計画を完成させることである。」と規定されている（第一条第四項）。

同条第五項によれば、この都市計画家の任務には、建築家とともに、設計および施工の調整的な指揮をとること、および監理を行うこと、計画の企画および実施と関係するすべての問題について委託者に助言すること、世話および代行することも含む。さらに、建築家とともに、設計および計画を実施するために合理化をはかること、並びに専門的な鑑定報告を行うといった職務も加わる。

なお、ヘッセン建築家法第一条第一項には、これまでそもそも「都市計画建築家 (Stadtbauarchitekt)」という概念が存しており (Hessisches Architektenengesetz (GVBl. I S.562)、「都市計画家 (Stadtplaner)」という用語が用いられていない州もある。

(b) 制度導入の背景

都市計画の注文者は、主として地方公共団体である。⁽⁹⁾ 比較的規模の大きい公益性の強い都市計画は、個人の建築物に係わるものとは異なる。また社会・経済情勢の変化に対応しつつ環境問題等多様な問題を含めて、地方公共団体、ひいてはその地域を利用する人々に有用な都市計画を行わなければならない。そのような期待に対応しうる専門家が必要だったものと考えられうる。

(4) EUとの関係⁽¹⁰⁾

EUによる建築家指針⁽¹¹⁾は、大学卒業の相互承認、および開業権のより広い正式な要件を規定する。そしてそれは、建築家の職業上の名称の下で通常行われる活動に関係がある。高層建築物の設計・監理を行う建築家に適用され、しかも独立した建築家の活動にも、非独立の建築家の活動にも適用される。⁽¹²⁾ 全ての関係国家は、関係国家に所属する者のために、共通域内で交付された大学卒業および資格証明を認め、そして国内の証明と同様の効果をその者に付与する。

そのための要件としては、教育が一定の最低限度の要求に合致することである。まず、勉学は、単科大学の水準で終了しなければならない。かつ、詳細に構築された一定の知識および専門を伝えるものでなければならない。さらに、全基礎課程最低四年間、または全教育課程最低三年間を含む六年間を必要とし、かつ単科大学の水準の試験を終了しなければならない。

屋内、景観、および都市計画建築家ないしは都市計画家には、単科大学卒業の承認のための一般規定に関する指針が適用される。その指針は、承認の条件として、最低三年の（専門）単科大学での勉学、および関係国家から交付さ

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

れた大学卒業証明書の提示をあげる。承認は、一定の場合には職業上の経験を証明するか、派生および容認国家において重要な相違がある場合には、適合課程または補足審査に依る。⁽¹³⁾

そこで、バーデン・ヴュルテムベルク建築家法は、名簿登録要件として、外国人建築家について次のように定めている(第四条第四項)。

建築家法第四条第一項(学位)または第二項(実務経験一〇年)の要件を満たさない場合でも、EU関係国家に属する者、または他のEU経済領域協定の契約国家に属する者は、職業上の名称使用権限を有する。但し、大学卒業証明書、試験成績等の証明、教育後専門職務領域における実務活動最低二年間を証明した場合等である。

さらに、屋内、庭園および景観建築家または都市計画家として、大学卒業試験等を通った者、申請前の一〇年間に最低二年の実務経験を有する者等は、それぞれの専門に依じて登録をなしうる。

つまり、EU域内で四年制以上の大学相当の建築課程の学位を有する者については、自国内での学位取得と同等に承認される(第四条第四項第二号)。

なお、ドイツにおいて、このEU指針に基づいて建築家名簿に登録された外国人建築家数は、建築家数に係る資料の範囲内では把握されていないようである。

(5) 職業裁判所における懲戒処分

(a) 改正

建築家職業裁判における処分内容は、建築家法に次のように定められている。

「第十九条 職業裁判所の懲戒処分

職業裁判所の処分は、次の各号である。

1 戒告

2 五〇、〇〇〇DMまでの制裁金

3 建築家会における名譽職上の活動権限について一〇年までの剝奪

4 建築家名簿の登録抹消

5 第二a条第四項または第二b条第六項に基づく共同事業および建築家の有限責任会社の名簿登録の抹消

建築家法第八条第二項の外国人建築家または都市計画家については、第三号の処分ができない。第四号の代わりに、第八条第二項第二文による登録抹消とともにバーデン・ヴェルテムベルク州において第二条第一項および第二項の名称使用が禁止される。

第二号および第三号ならびに第二号および第四号または第二文後半の措置は、併科することができる。」
改正は次の点である。

第二号の制裁金が増額された。また第三号では、建築家会における活動権限の剝奪期間が、五年から一〇年に延長された。さらに、共同事業および建築家の有限責任会社の名簿登録を認めたことを反映して、第五号が新たに加えられ、処分内容にその共同事業の登録抹消が規定されている。

そして第二文の後半が加えられた。建築家法第八条第二項の外国人建築家または都市計画家⁽¹⁴⁾については、第三号の建築家会における名譽活動権限の剝奪ができない。第四号の登録抹消の代わりに、バーデン・ヴェルテムベルク州に

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

において職業上の名称使用が禁止され、第八条第二項第二文による外国人用の登録簿から抹消されるとしている。

(b) 制裁強化の背景

制裁金が増額された背景として、バーデン・ヴュルテムベルク州における経済情勢の変化に対応したものと考えられる。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン建築家法第二二条第一項第二号でも、旧規定では一〇、〇〇〇万DMであったものが四〇、〇〇〇DMに増額されている。⁽¹⁵⁾

ちなみにドイツ刑法第四〇条に規定する罰金刑は、日割罰金であり、日数により科刑される(第一項)。そして一日分の額は、裁判所が行為者の一身上および経済上の関係を考慮してこれを決定する(第二項)。つまり、罰金刑に経済上の関係が反映されるのである。このことからみても、経済情勢に応じて制裁金額に変更がありうるものと考えられる。

また、制裁金額の増加要因として、制裁の目的と効果との関係が考えられる。そもそも懲戒制度は、建築家という社会的身分を害した者に、自治的制裁を与えるものである。そして建築家自身に、社会的身分を害さないように警告するものでもある。これらの目的は、社会的尊敬を得られる建築家の身分を保持することで、高い社会的・経済的地位を確保しようとする点にある。そこで、制裁金額を増加させることで、建築家の身分を侵害しないように促す効果を一層期待したともいえよう。またこのことは、同様に建築家会での活動停止期間延長の背景にもあてはまると考えられる。

さらに、バーデン・ヴュルテムベルク州における建築家数は、一九八七年一月一日現在一二、五二三人であったのが、一九九九年一月一日現在一七、三三一人に増加している。一九九八年に一七、〇七一人であったから、一年で二

六〇人増加している。⁽¹⁶⁾このように建築家数が増加していることは、建築家間の競争も厳しくなっていると見えよう。なお、バーデン・ヴュルテムベルク州の人口は、一九八七年五月二六日現在九、二八六、四〇〇人、一九九八年一月三一日現在一〇、三七四、五〇〇人である。⁽¹⁷⁾バーデン・ヴュルテムベルク州においては、一九八七年当時、人口比約七四一人に対して建築家一人の割合であった。一九九八年には、人口比約六〇七人に対して建築家一人の割合になつており、建築家間の競争が進んでいることが明らかである。⁽¹⁸⁾

このことから、建築家間の競争激化を原因とする建築家の職業規則違反の増加が懸念される。そこでこれを抑制する狙いで、制裁金の増額および建築家会での活動停止期間の延長をはかったものと考えられよう。

そして、制裁内容の変更は、建築家会に課された使命の一つの表れとも考えられよう。建築家会は、第一に建築家の職業上の身分を当局に代弁する。そして、経済的、社会的観点において職業身分上の全ての利益を代表する。それゆえに建築家自治を維持するために、建築家会は、名譽裁判を行い制裁を課す権利を有する。⁽¹⁹⁾

建築家会の目的について、バーデン・ヴュルテムベルク建築家会会長 (Wolfgang Riehe) は、従前通りに建築家会は、会員、当局、および全ての建築専門家に助力する機関となるべきであるという。そして、建築家会はそれゆえに、法律および規則によって指示された任務とともに、会員に包括的役務を提供する。さらに職業政策上の取り組みについて、全ての会員にフィードバックする必要がある。このため速やかに情報を事務所およびインターネット上に提供するという。⁽²⁰⁾

つまり建築家会は、職業身分を保持すべく、建築家に資する活動を積極的に行つていこうとする。このことから、建築家に係る法律、および規則も社会・経済情勢を常に反映したものとなるように、制裁金や建築家会活動停止期間

を考慮したともいえよう。

- (6) 実習中における職業上の名称使用
 (a) 実習中の者の名称使用

建築家法第二条第二項は新設規定である。それによると、「実習中」を付し、バーデン・ヴュルテムベルク州において相当する名称で職業資格規定に従う実務活動を行い、かつ当該職業名で建築家名簿に登録された者は、第一項に掲げられた名称に「実習中」を付して使用することができるようになった。また、相当する名称使用の資格を与えられた外国人も、「実習中」を付して職業上の名称を使用しうることとなった。

- (b) 実習中の者の名称使用権限の背景

これまでは、実習中の者の職業上の名称使用権限が認められていなかった。ところで、第四条第二項に定める資格を有さない者、すなわちドイツの大学、芸術大学、専門単科大学、または同程度の教育を受けて卒業した者でない者にも、第四条第三項は、名称使用の権限を与える場合について規定している。

それによれば、建築家名簿に登録している建築家、または都市計画家の下で、第一条の専門の職務領域について、最低一〇年の実務、または同程度の活動を証明しうる者にも、使用権限を与えらる。また、個々の専門について、第四条第二項第一号に掲げた教育に相当する知識を、登録委員会に対して証明しうる者にも、使用権限を与える。

したがって、職業名称の使用権限を持たないまま、実習中という形態で一〇年以上実務に就く場合も出てくることになる。しかしこの間、実習中といえども、実際上は建築家の専門領域で、その専門に即した任務を遂行することに

なる。

そうであれば、建築家という社会的地位を確保するためには、名称使用を制限するよりも、むしろ諸規定、とくに職業規則の遵守を促すことの方が賢明であろう。そこで、実習中の者に名称の使用権限を認めることによって、職業規則の遵守を課し、さらにその遵守の確保を目的にした懲戒処分が可能となる。

そして、この建築家法第四条第三項を受けて、バーデン・ヴュルテムベルク州建築家職業規則前文中の第二文で、建築家および都市計画家、ならびに実習中の建築家および都市計画家は、職業規則を遵守すべき義務を負うと、新規追加されている。

このように、建築家法に実習中の者の名称使用権限を認めることで、実習中の建築家および都市計画家に対しても、職業規則を遵守させ、その違反者を懲戒処分することができるようになった。これは、建築家の社会的地位の確保を目的としたものといえよう。

(7) 法人設立

(a) 建築家事務所の法人化

建築家法第二条 a に建築家の共同事業、および第二条 b に有限責任会社設立の名簿登録について、新規に規定された。

(i) 共同事業

共同事業については、第二条 a によれば、概略次のようである。

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

① 登録

バーデン・ヴュルテムベルク州に事務所または支所があるフリー建築家および都市計画家は、共同事業を行うことができる。⁽²³⁾ただし、建築家会の会員最低一名をパートナーとして含み、かつその共同事業体が、建築家会の登録簿に登録されている場合に限られる。

その共同事業体は、建築家、屋内建築家、庭園および景観建築家、および都市計画家、ならびに建築家事務所もしくは都市計画家事務所、または同様の語を付加した名称を用いて職務を遂行することができる。

登録簿申請義務は、建築家または都市計画家という職業名（建築家法第二条）を使用するパートナーが負う。登録申請時には、公的に認証された共同事業契約に係る謄本等を提出しなければならない。共同事業契約の変更は建築家会に遅滞なく届け出なければならない。

登録委員会は、共同事業登録簿に登録される共同事業体が職業名の使用条件を満たしているかどうかを、登録審査員に通知しなければならない。登録および抹消については登録委員会が決定する。

ただし共同事業体の登録簿への記載によって、その共同事業体が建築家協会の会員となるわけではない。

② 義務の遵守

登録要件は、その共同事業体が建築家会の会員に適用される職業上の義務を遵守することである。このことは共同事業契約の中に定めておかなければならない。

③ 責任保険

共同事業体には、自己またはパートナーのために、パートナーおよび職員の職業活動上生ずる危険責任を補填する

職業責任保険への加入義務が課されている。そしてその共同事業体を継続するために、共同事業登録簿への登録を堅持する義務があるとし、賠償責任の負担に耐えうるよう配慮を求めている。

職業責任保険は、五年後に生ずる危険責任に備えたものでなければならず、長期にわたる保険加入を想定している。

個別事案毎の最低責任保険額は、具体的に、人的損害については三〇〇万DM、その他の損害については五〇万DMとしている。なお、加入後一年内に生じた全損害に対する保険業者の支払いは、最低保険額の二倍額に制限することができるとし、保険会社の一定範囲の免責を認める。

共同事業体は、自らまたはパートナーのために、瑕疵ある職業上の行為から過失によって生じた損害賠償責任を、予め提示された契約条件の中で限定することができる。しかし限定したとしても、物的損害および財産損害の場合には最低保険額の四倍に、そして人的損害の場合には最低保険額の一倍とされている。

なお建築家会は、保険契約法第一五八c条第二項の管理機関となり、職業責任保険の事務を行う。

④ 登録抹消

建築家名簿に登録されているパートナーの一人がその登録を抹消された場合には、建築家会管轄の共同事業の登録は、第七条規定の登録抹消要件（活動終了、当州での住所取消し、登録取り下げ、登録の無効他）に基づいて抹消される。また共同事業体内の他のパートナーが、第二条の職業の名称使用権限を有していない場合にも抹消される。さらに、共同事業体が解散した場合、その他登録要件が充足されない場合には抹消される。

パートナーの脱退を理由に、建築家名簿に登録されている者がパートナーの中に含まれることという第一項の要件

を欠いた場合には、登録審査会は、登録要件を再び充足しうるための相当期間を定める。但しこれは半年を超えない期間とされている。

(ii) 有限責任会社

有限責任会社について、第二条bには概略次のように定められている。

① 名称使用

有限責任会社名として職業上の名称を使用することができるのは、次の場合である。

有限責任会社は、建築家名簿に登録されている共同出資者の専門に応じて、第二条第一項規定の建築家、または都市計画家といった名称または適切な付加語を、その屋号に使用することができる。これは、個々の専門の共同出資者が、少なくとも持分議決権の四分の一を占め、その団体が第一条規定の建築家または都市計画家の任務だけを事業対象にし、そして建築家会管轄の有限責任会社登録簿に登録されている場合に使用が認められる。

これ以外に、その共同出資者が、職業上の名称と並んで、拡大した職業上の名称（フリー）をも使用することができる場合に限り、有限責任会社は、職業名称を拡大してその屋号として使用することができる。

② 登録

申請した団体が有限責任会社登録簿に登録されるのは、次の諸条件を満たした場合とされている。

1 その団体が、バーデン・ヴュルテムベルク州に住所または支所を有する。

2 団体関係者に自然人が存し、フリーとしての給付を、建築における設計、助言、企画の指揮、または監理の領域で行い、かつドイツの大学、美術大学または同程度の教育機関の卒業を証明する。

- 3 建築家名簿に登録されたメンバーが、共同出資者中に過半数存する。
 - 4 代表者が、建築家名簿に登録されている。
 - 5 共同経営契約において次の合意がなされている。すなわち、共同経営権および代表権を代表者が委任できず、およびその団体が、建築家名簿に登録された関係者に適用される職業上の義務を遵守すること等である。
- ③ 登録内容
- 登録簿には、会社の名称、住所、団体の目的、管理者および共同出資者の氏名ならびに職業が記載される。
- ④ 届出
- 共同経営契約の変更、共同出資者の構成および代表に関して、登録法に示される限りで、それらは遅滞なく建築家に公的な文書により届け出なければならない。
- ⑤ 登録拒否
- 共同出資者または事務執行者の一人に、欠格事由（登録拒否）（第六条第一項および第二項⁽²⁾）がある場合には、有限責任会社の登録簿への登録は拒否される。
- ⑥ 登録抹消
- 有限会社の登録簿への登録は、次の場合に抹消される。
- 団体が解消されたとき、団体が登録を文書で断念したとき、右の②および⑤に示したような登録要件を欠くか、または後日登録拒否されるとき、および欠格事由がなお存することが判明したときである。
- また、共同出資者または代表者に対する職業裁判の手続上、建築家名簿からの抹消が確定力をもったときに抹消さ

れる。さらに、登録後、第五項第二文の共同出資者の一人または代表の一人に、登録を拒否しうる欠格事由が存するという事実が明らかになったとき、またはその事実が生じたとき、およびその事実の発生から五年を経過していないとき等にも抹消される。

(b) 法人化導入の背景

建築家事務所の法人化によって、建築家は、複数以上の建築家と事務所や会社を経営することができるようになった。このことによって、事務所ないしは会社自体が権利義務の主体となりうる。主体となりうることで、安定的経営がはかれることになろう。

たとえば、一人の建築家が欠けたり、長期不在であったとしても、継続的に仕事を行いうる。また、リスクを分散することができる。事務所ないしは会社として、築き上げてきたノウハウや顧客などの情報を幅広く有することができる。大規模な建築の場合にも、個人では受託することが無理であったり、建築家の協力関係締結の手續の煩雑さから受託しなかったものが、事務所ないしは会社全体で取り組むことが可能になり、建築家の受託領域が広がる。さらには専門領域の異なる建築家が集合することによって、多様な仕事の受託が可能となるなどの利点がある。これらのことから、法人化が認められるようになったものと考えられうる。

二 バーデン・ヴェルテムベルク建築家職業規則の動向

(1) 職業規則の改正

バーデン・ヴェルテムベルク建築家職業規則（以下では職業規則という。）は、一九九八年一月二日に改正法

が成立し、同年二月八日発効した。主な改正点として、職域のための広告規制緩和があげられる。また、前文に、実習中の建築家および都市計画家の職業規則遵守義務が追加規定されている。その他の点で大きな変更はみられない。なお広告規制緩和は、日本でも弁護士広告が二〇〇〇年一〇月より可能となっており、参考になると思われる。以下では、広告規制緩和についてみることにする。

(2) 広告規制緩和

職業規則第一条は、建築家と都市計画家の職業上遵守すべき具体的な義務を定めている。その第七項で広告規制が規定されている。

(a) 広告規制の目的

職業上許されない広告を禁止する目的は、営利事業において通常行われている広告という方法を用いることで、自由業（フリー）の一員である建築家の職業像が歪められることを防止しなければならないからである。さらに、反職業上の広告によって、建築家の職業上の活動に対して不安を抱かせるような偏見が生じた場合の影響に鑑み、社会を保護することに資するためである。

(b) 広告内容

広告規制は、職業上の責任に対する建築家の認識、独立した代弁者の地位、および建築文化の担い手としての建築家の特別な義務に対する社会の信頼、これらを維持し、かつ強化することに資するべきである。

それゆえに、商業上の宣伝要素をもつような広告は、建築家の職業に対して誤った職業像を生じさせることになる。

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

したがって、建築家の広告は、厚かましいものであったり、推奨したり売り込むものであってはならない。

(i) 許される広告

形式、内容および頻度において、異様で厚かましいものでないすべての広告方法（ポスターやスポット放送など）で、職業に関連する客観的な情報は許される。広告するための特別の動機は必要でない。

具体的には、次のような広告が許される。

- ① 建築家の活動の重点をあげること
- ② 建築家は職業上の自己の特徴を示すことが許される。建築家は場合によっては、挙示されたことを証明しなければならぬ。
- ③ 既得の職業上の付加的資格をあげること
- ④ 事務所の場所および住所を示すこと、事務所の規模を示すこと、事務所が技術および人的に装備していること
- ⑤ 語（カラー、グラフィックも含む）、標章および社章
- ⑥ インタビュー、および寄稿
- ⑦ ただし内容が客観的にかつ押しつけがましくないものであり、かつ同僚としての、および競争法上の原則を遵守している場合に限られる。
- ⑧ 建築標識および事務所標識を取り付けること
- ⑨ 特定の名宛人の範囲に向けられた、または回状に応じて特定の目的に応募するための、会員による自己の作品の推挙（事務所のパンフレット）

- ⑧ 事務所のパンフレットにあたるインターネット上の客観的情報
 - ⑨ 見本市や展示会での自己の作品の展示
 - ⑩ 自費出版物における個人的な自己描写
 - ⑪ 電話帳および住所録、ならびにデータ記憶媒体に、氏名および職業上の名称を強調させること
- (ii) 許されない広告
- とくに、次のような広告活動は許されないとされている。
- ① 建築家の作品を厚かましく推奨すること、および公然と勧誘すること
ダイレクトメールを発送すること
 - ② 折り込み印刷物やパンフレットを公然と掲示すること
 - ③ 「周知の建築事務所」、「…のスペシャリスト」、「われわれは常に価格を遵守する」など、自己評価による建築家の質を宣伝すること
- 「報酬規定にしたがう報酬」のように、自明のことを主張する広告
- 不正競争防止法上の詐欺的および不当な広告をすること
- また、自己の職業上の役務を他の会員の役務と比較すること
- ③ 他人の費用負担による出版物において個人的な自己宣伝をすること
- ただし、これは第三者の費用負担によって、その独立性が損なわれる恐れがある場合に限られる。
- ④ 新聞広告その他類似のものにおいて、建築物について建築家が広告すること

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

(c) 旧規定における広告規制

旧規定での広告規制について、参考までに次に示しておく。

「建築家の職能に対する尊敬を推進するために、建築家は、控え目なかつ厚かましくない形態でのみ広告する、または申し込みを行うものとする。

その他以下のことは許される。

— 実際的な内容および形態で、日刊新聞への厚かましくもなく推奨するわけでもない広告（例えば、新住所、新しい電話番号、建築家登録簿への新登録について、連盟の設立について）

— 新聞および雑誌、またはその他の著作権確保を目的とする出版物に名前をあげること、および、建築物完成の際の要約した広告の中で、設計・監理を行った建築家の名前をあげること

— 同僚を求めるためにD A Bへ広告すること（例えば、設計の大家——部分給付についても——求む）、および同僚への同様の回状

— 電話局および地域的電話帳および住所録に、求援として簡単な太字印刷で名前を強調すること

その他以下のことは許されない。

— 新聞、雑誌およびその他の出版物に、直接的に委託申込みまたは建築家の給付を申し出る広告を掲載すること
— 同じことは回状にも適用される——。

— 電話帳および住所録ならびに職業別電話帳への広告——とくに職業別電話帳において名前を強調すること
—

(d) 広告規制緩和の特色

CGを用いたり、コンピュータによる広告が行われるようになり、広告媒体自体が拡大している。このような状況に適応すべく、新聞、電話帳や住所録に限定されていた建築家の広告媒体が、品位に欠けるものでなければ、あらゆる媒体で広告することが可能になっている。また、形式、内容および頻度も自由になっている。

旧規定では、建築家の著作権確保のために氏名をあげる程度で、広告が許されていた。これに対して新規定では、広告内容が、建築家自身の職業上の特色、たとえば得意分野やこれまで関係した仕事もあげることができるようになった。

事務所の場所や住所等について、旧規定で控えめな形態を強調していたものが新規定では消えている。また、語や社章等を示すことが可能になった。さらに、電話帳や住所録等に、強調して氏名および職業上の名称を掲載することができる。旧規定では、これが許されない広告とされていた。

右のように、原則として厚かましく宮利追求の要素の強いものでない広告であれば、許されるものとされている。

(3) 他州の広告規制

各州の広告規制には差異がみられる。ここでは、ブランデンブルク州とザクセン州をとりあげる。

(a) ブランデンブルク州

(i) 改正規定における広告規制

二〇〇〇年七月七日改正成立のブランデンブルク建築家職業指針 (Richtlinie zu den Grundsätzen der Be-

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向 (花立)

rufspflichten der in der Architektenliste des Landes Brandenburg eingetragenen Architekten) は、広告規制について第一一条に規定している。第一一条の概略は次のようである。

1 広告の原則

建築家は、自己の職業上の活動および自己の人格に関して、形式および内容において、冷静、客観的かつ公正に情報を提供し、そして広告をすることができる。建築家は、自己に対する職業の尊敬を推進するために、押しつけがましくなく、吹聴的かつ不当でもなく、謙虚な形式で広告する。他の同僚を犠牲にする比較広告は、許されない。

このような準則を尊重して、たとえば次のような広告は許される。

2 許される広告

① 氏名、学位、所属団体名および執務時間が記載された、事務所および建設現場での適切な案内板をとりつける。建築標識には、建築家によって提供されるべき仕事を付加的に挙げることができる。ただし案内板は、○・五平方メートルを越えてはならない。

応募するまたは推薦名簿にのせる場合にのみ、特殊な能力、CAD、協力者の人数および資格、資格の管理について、ならびに職業上の展開および訓練内容をあげることができる。また専門の団体への加盟および議席をあげることが可能である。

② ログ、シンボル、標識など（適当な大きさの建築標識）を利用できる。

③ 活動の重点をあげることができる。

④ 完成作品にA五の大きさに氏名を掲げてよい。

- ⑤ 目的とする応募のために、自己の仕事を自費で提案することができる。たとえば、事務所のパンフレットである。
- ⑥ インタビューのような出版物の公刊、ラジオやテレビでの説明が許される。
- ⑦ 新事務所の所在地、新しい電話番号、開業のお知らせ、事務所共同体または協力関係の設立を含む内容の情報提供を、雑誌に自己負担で広告しうる。
- ⑧ 建物完成の際に、設計・監理を行った建築家の氏名を、総括的広告の中であげることができる。また、協力建築家および建設業の広告員の枠内で、建築物完成に際して、広告員に設計・監理建築家を自己負担で広告することができる。広告には、コンペの賞金の提供者をあげ、またコンペの成果も付すことができる。
- ⑨ 著作権保護のために、作品およびあらゆる公刊物に氏名をあげることができる。
- ⑩ 公的な電話帳、職業別電話帳、住所録等の宣伝媒体において、求職の手段として太字印刷によって氏名および学位を強調することができる。
- ⑪ インター・ネット上で客観的な情報を提供することは許される。
- ⑫ 建築家の求人サービスに参加することができる。
- ⑬ 専門に関連する展覧会で、自己の作品を呈示することができる。たとえば、専門誌の中で自己の仕事に関する別刷および報告すること、自己の仕事をビデオで説明することが許される。
- ⑭ 国内外での建築家目録（有料も含む）に事務所を説明することができる。また、専門についてインター・ネット上で自己の仕事の説明することができる。
- ⑮ 他の建築家の仕事を引き受ける目的で、建築家の専門誌、および回覧文に広告することは許される。たとえば同

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

僚に職を求め、または求人することが許される。

3 許されない広告

許されない広告は次のような場合である。

① 形式、内容および頻度において、同僚と比較して、宣伝めいた「自己の強調」を含む全ての広告

例 技術的および人的配備を挙げること

注文者の委託広告

成果の数を挙げること

事務所の立地条件および大きさ

仕事の公けの申し出

私的なパンフレットおよび折り込み印刷物における公けの展示

自由に店頭で買えるビデオでの広告

② 新聞、雑誌その他の公刊物に自己負担で広告し、その中で宣伝めいた方法で委託を求めまたは建築家の職務を申し出ること

③ 競技場におけるフェンス広告、ポスター活動、映画広告、飛行機および気球による広告、自動車プレート、ステッカー

④ ダイレクト・メールで不法に、委託者に向けられる大量配布の広告（たとえば不法な回状）

⑤ 不当広告禁止を回避する内容の編集物を認めること

- ⑥ 広告用景品（たとえば自己の作品付の贅沢な本のプレゼント）
- ⑦ HOAIより廉価の広告
- ⑧ 広告で建築家が建築物を推薦すること
- (ii) 旧規定における広告規制

次に参考までに旧規定における広告規制をあげておく。旧規定第一条によれば、概略次のようである。

1 許される広告

- ① 新事務所の所在地、新電話番号、開業、共同事務所または協力関係成立を示す純粹な情報提供を自己負担とする
新聞広告

ただし、それが押しつけがましくなく、かつ吹聴しないものに限られる。

- ② 自己の作品の報告と直接関係する自己負担による広告
- ③ 建築現場における建築標識に自己の仕事の範囲をあげること
- ④ 場所の表示を伴うが所在地を示さない自己の著作権表示
- ⑤ 電話帳、職業別電話帳、住所録、および職業別住所録に、囲みなしに強調した印刷で掲載すること
- ⑥ 自己の成果を自己費用で提示すること
- ⑦ 同僚の原則を遵守して、同僚の注文に非公開で応募すること
- ⑧ 建築家会会長の事前同意を得て行う共同広告
- ⑨ 著作権保持のために報告の範囲内で氏名をあげること

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

2 許されない広告

- ① 印刷または電子メディアにおいて、建築家の仕事の提供または間接的な提示をする広告および情報
 - ② 建築家の仕事を吹聴したり、公然と申し出る広告
 - ③ HOAIの最低額より廉価の広告または申出
 - ④ 建築提案の営業広告
 - ⑤ 職業の名称を用いて、自己または関与する営業のためにする広告
 - ⑥ 広告中で、建築家が建物を推薦すること
- (四) 広告規制緩和の特色

広告媒体として、旧規定で新聞、電話帳および住所録等に限定されていたものが、インターネットや出版物、ラジオ・テレビ等に拡大されている。

社章やロゴ等も可能になっている。また、自己の活動分野を広告することで得意分野を示すことができるようになった。ただし、事務所内容として人的配備や技術面について広告することができない。なおこの広告は、バーデン・ヴェルテムベルク州の場合には許されるものである。

旧規定では、新聞、電話帳および住所録等での広告は可能であるが、印刷や電子メディアによる広告が許されていない。これによれば、印刷や電子メディア以外のポスター、フェンス、映画、飛行機等に広告が許されることになる。このことから、競技場フェンス、映画、飛行機および気球等への広告などが許されないとされている。しかし、広告方法である媒体が変化し新たな方法が見つかる度に、その新方法を規定に付け加えていくことになり、煩雑さが

伴うであろう。

(b) ザクセン州

ザクセン州建築家職業指針第一〇条によれば、注文を求める広告は許される。他と比較する広告、他をけなす広告または値引き広告をすることは許されない。ザクセン州における広告規制は、このように非常に簡略化されており、比較的自由に広告することが可能である。広告については原則自由の形態であるといえよう。

ザクセン州における建築家広告規定は、既に述べたように、他州と際立って異なっている。他州の広告規定は、例外的に許される形態を示す方法で、広告について原則禁止を採っている。しかし、建築家自らが積極的に仕事を獲得していかなければならない社会・経済上の変化を受けて、他州の広告規定は緩和される方向に向かっている。このような傾向の中、ザクセン州では、制定時より広告の原則自由を採り入れている。

(4) 日本における建築家の広告規制

日本の建築士法には、広告規制の規定は存しない。そもそも日本において、建築家に対して規制されているのは、木造、二級、および一級建築士の分類における目的物の規模に応じた職務の範囲、法規に合う建築物の設計、注筆者への説明義務等狭い範囲についてである。

自由業として活動する建築家、建設業を兼業する建築家、その他被備者としての建築家等、これら活動形態に対する規制はなく、建築家の活動の公益性と営利事業との関連がとくに問題視されることもない。コンペの参加や報酬の値引き等もとくに規制が設けられているわけではない。このように、建築家は比較的自由に営利追求活動を行うことが

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

できる。このことから、現行では、とくに建築家広告について問題視されていない。⁽²⁵⁾

(5) ドイツにおける建築家広告の特色

右にみたバーデン・ヴュルテムベルク州やブランデンブルク州では、とくに、広告が建築家の社会的地位に悪影響を及ぼしかねないという考え方に立っている。さらに、建築関係の営利事業者にとって有益な手助けをしないものと、建築家の職業と商業的な営利事業との間に一線を画す考え方がある。このことから、建築家広告の内容の点で、両州に共通して、建築家の品位を損なうもの、同僚の建築家を犠牲にすることで自己アピールする手法、営利追及型の広告が禁止されている。

しかしザクセン州においては、委託を求める広告は許されるが、他の建築家との比較広告、他の建築家をけなしたり、また報酬引き下げの広告は許されないとしている。ザクセン州の広告規制はこの一条のみであり、建築における営利追求型の広告はとくに規制されていない。つまり、広告について原則自由を選択したものとみることができる。他州の広告規制緩和の動向からすると、ザクセン州はむしろ先駆的である。今後他州も追随する傾向にあるといえる。

Ⅲ ドイツにおける建築家数

一 職能別建築家数

(1) 一九九八年一月現在

	建築家	景観建築家*	屋内建築家	都市計画家	合計
バーデン・ヴュルテムベルク	15810	604	533	124	17071
バイエルン	14550	910	512	0	15972
ベルリン	5057	322	100	165	5644
ブランデンブルク	902	89	55	76	1122
ブレーメン	875	47	30	12	964
ハンブルク	2212	139	122	26	2499
ヘッセン	7109	362	343	81	7895
メクレンブルク・フォアポメルン	925	132	47	96	1200
ニーダーザクセン	8401	367	468	0	9236
ノルトライン・ヴェストファーレン	19270	863	1446	871	22450
ラインラント・プファルツ	3674	150	172	62	4058
ザーラント	715	21	37	0	773
ザクセン	2576	196	98	110	2980
ザクセン・アンハルト	859	86	50	36	1031
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	2999	141	108	162	3410
チューリンゲン	1476	98	60	113	1747
合計	87410	4527	4181	1934	98052

参照 Hans Rudolf Sangenstedt (Hrsg.), Rechtshandbuch für Ingenieure und Architekten, C.H.Beck, 1999, S.1079-1080.

*庭園および景観建築家は、景観建築家と表記する。

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向(花立)

(2) 一九九九年一月現在
 法学志林 第九十八卷 第三号

	建築家	景観建築家	屋内建築家	都市計画家	合計
バーデン・ヴュルテムベルク	16036	618	537	140	17331
バイエルン	14841	950	535	0	16326
ベルリン	5202	331	101	171	5805
ブランデンブルク	922	94	57	79	1152
ブレーメン	906	52	32	15	1005
ハンブルク	2388	148	142	29	2707
ヘッセン	7039	365	330	78	7812
メクレンブルク・フォアポメルン	919	135	50	105	1209
ニーダーザクセン	8561	390	479	0	9430
ノルトライン・ヴェストファーレン	19526	1443	930	931	22830
ラインラント・プファルツ	3802	162	224	121	4309
ザーラント	717	23	38	0	778
ザクセン	2443	192	99	109	2843
ザクセン・アンハルト	859	88	55	71	1073
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	1611	92	55	133	1891
チューリンゲン	1476	100	52	111	1739
合 計	87248	5183	3716	2093	98240

参照 BAK, Mitgliederstatistik der Kammer (Stand: 01. Januar 1999)

二 職務形態別建築家数

(1) 一九九八年一月現在

	フリー 建築家	公務員・ 被 備 者 で 建 築 家	建築営利 事 業 に 従 事 す る 建 築 家	合 計
バーデン・ヴェルテム ベルク	9034	7264	773	17071
バイエルン	7810	7618	544	15972
ベルリン	3528	2090	26	5644
ブランデンブルク	705	408	9	1122
ブレーメン	404	463	97	964
ハンブルク	1395	1018	86	2499
ヘッセン	4120	3218	557	7895
メクレンブルク・フォ アポメルン	766	405	29	1200
ニーダーザクセン	3543	4738	955	9236
ノルトライン・ヴェスト ファールン	10741	11709	0	22450
ラインラント・プファ ルツ	2381	1677	0	4058
ザーラント	376	382	15	773
ザクセン	1875	1065	40	2980
ザクセン・アンハルト	680	334	17	1031
シュレスヴィヒ・ホル シュタイン	1495	1590	325	3410
チューリンゲン	1102	612	33	1747
合 計	49955	44591	3506	98052

参照 Hans Rudolf Sangenstedt (Hrsg.), Rechtshandbuch für
Ingenieure und Architekten, C.H.Beck, 1999, S.1079-1080

ドイツにおける建築家職業倫理と懲戒制度をめぐる最近の動向（花立）

(2) 一九九九年一月現在
 法学志林 第九十八卷 第三号

	フリー 建築家	公務員・ 被 傭 者 で 有 る 建 築 家	建築営利 事 業 に 従 事 す る 建 築 家	合 計
バーデン・ヴュルテム ベルク	9154	7400	777	17331
バイエルン	8011	7766	549	16326
ベルリン	3720	2058	27	5805
ブランデンブルク	729	415	8	1152
ブレーメン	411	497	97	1005
ハンブルク	1546	1080	81	2707
ヘッセン	3913	3272	627	7812
メクレンブルク・フォ アポメルン	782	396	31	1209
ニーダーザクセン	3622	4848	960	9430
ノルトライン・ヴェス トファーレン	10907	11923	0	22830
ラインラント・プファ ルツ	2550	1759	0	4309
ザーラント	382	381	15	778
ザクセン	1804	1005	34	2843
ザクセン・アンハルト	701	357	15	1073
シュレスヴィヒ・ホル シュタイン	1555	265	71	1891
チューリンゲン	1105	608	26	1739
合 計	50892	44030	3318	98240

参照 BAK, Mitgliederstatistik der Kammer (Stand: 01.Januar 1999)

むすびにかえて

以上旧東ドイツに属していた州についてはザクセン州の場合をモデルとして、また、ドイツにおける最近の動向としてバーデン・ヴュルテムベルク州を中心として、建築家職業倫理と懲戒制度の動向をみた。

なお日本におけるその動向として、建設省が一九九九年二月二十八日付通達「建築士の処分等について」（住指発第七八四号）を出したことがあげられる。ここでは、建築家の懲戒処分の基準が、建築家にもわかりやすく点数化された点で大きな変化がみられる。たとえば建築士法違反行為については、違反の程度に応じて処分ランクを四〜一六に分類し、それに対応して業務停止一月〜免許取消までの処分がなされる。また、情状等によるランクの加減などが数値化されている。さらに、過去に処分等を受けている場合には、決定処分等を加重することとされた。

手続の面では変更がないものの、懲戒処分の基準を検討することは有用である。そこで、本稿を踏まえて日本における建築家職業倫理と懲戒制度について今後検討する予定である。

- (1) 参照 Thomas Schabel, *Architektenrecht von A-Z*, 2. Auflage, C.H.Beck, 1996, 28f.
- (2) 第九条は外国人の建築家および都市計画家について規定したものである。
- (3) *Grundsätze und Richtlinien für Architekten und Ingenieure zur Teilnahme an Wettbewerben (GRW)*.
- (4) *Honorarordnung für Architekten und Ingenieure (HOAI)*.
- (5) 参照 *126*。

- (6) ザクセン建築家法第一八条第八項は、建築家名簿への登録に係るもので、登録委員会の決定に対して、直接行政裁判所に提訴できること等が規定されている。このことから、ザクセン州においては、第一審で終了する。なお、バーデン・ヴュルテムベルク州における建築家職業裁判は、第二審まである。
- (7) Gesetz über die Entschädigung von Zeugen und Sachverständigen (ZSEZ).
- (8) BAK, Mitgliederstatistik der Kammer (Stand: 01.Januar 1999).
内訳はフリー建築家、女一三、九八四、男七三、二六四、庭園および景観建築家、女一、七七四、男三、四〇九、屋内建築家、女一、三〇八、男二、四〇八、都市計画家、女五、二六、男一、五六七人である。
- (9) Bundesverfassungsgericht, 1 BvR 1538/98, Beschluss vom 17.4.2000 (<http://www.bundesverfassungsgericht.de/>).
- (10) 参照 Evelyn Portz, Heike Rath, Architektenrecht, 2. neu. Auflage 1998, RWS Verlag, S.125f.
- (11) 85/384 EWG, 24.6.89, 89/48 EWG.
(12) これは、高層建築物に係る職務を行うことのある建築家を対象とするものである。Richtlinie 85/384 EWG des Rates vom 10.6.1985 (ABLEG Nr. L223 vom 21.8.1985, S.15).
- (13) Richtlinie 89/48 EWG des Rates vom 21.12.1988 (ABLEG Nr. L 19 vom 24.1.1989, S.16).
- (14) 第八条第二項第二文は、大略次のことについて定める。すなわち、ドイツ基本法の適用領域内の建築家会の会員でない者は、現行職業規則を守らなければならない。およびその者は、職業義務の遵守を監督するために、建築家会の会員のように取り扱われ、かつ第三條第二項第一文の内容が適用される特別名簿で管理される。
第三條第二項第一文 建築家名簿には、専門と並んで、活動の種類（フリー、被傭者、公務員、建築営利事業に従事する建築家、または都市計画家）、登録期日、会員番号、姓、名、出生日、学位および主たる居住地および支店の住所が記載される。
- (15) Bekanntmachung der Neufassung des Architekten- und Ingenieurkammergesetzes, GVOBl. Schl. -H. S.274.
参考までに、旧東ドイツに属していた各州の制裁金額は次のようである。なお、チューリッゲン州の場合には、ドイツ全体でも突出した制裁金を課している。
- | | |
|--------------------------|----------|
| ブランデンブルク建築家法第二九条第一項第二号 | 二〇、〇〇〇DM |
| ザクセン建築家法第二二条第一項第二号 | 一〇、〇〇〇DM |
| ザクセン・アンハルト建築家法第二六条第一項第二号 | 三〇、〇〇〇DM |

て、飛込み客の受託に消極的であることも広告の原則禁止の一因とされている。しかし、利用者の弁護士に関する情報提示の要求の高まりがあった。また公正取引委員会が、行政書士、司法書士および医師の広告規定について、同業者間の不当な競争制限的規制であり独占禁止法違反であるとの勧告をしていた。このことから、広告規制緩和の必要性が考えられた。そこで、日本弁護士連合会が二〇〇〇年三月の臨時総会で、一九八七年の原則禁止・一部容認の弁護士業務広告規定を改め、二〇〇〇年一〇月から弁護士広告は原則自由化された。

広告媒体については、媒体自体で弁護士の品位や信用を低下することが考えられないことから規制がない。広告方法については、事実と合致していない広告、誤導または誤認のおそれのある広告、誇大または過度な期待を抱かせる広告、特定の弁護士等との比較広告、弁護士会関連法規違反の広告、弁護士の品位または信用を損なうおそれのある広告は禁止事項とされている（弁護士業務広告規程第三条第六条）。訪問、電話による広告、特定事件のダイレクトメール等の直接的方法での依頼・勧誘行為、有価物供与等は禁止される。また広告内容が〇〇%の勝訴率というようなものは、弁護士の能力評価として不完全であることから誤解を招くとして禁止されている。ホームページ上での自己の処理事件の紹介や勧誘、書面による承諾を得て行う顧問先の紹介等が許される（参照、高橋輝美「弁護士広告の原則自由化で弁護士業務はどうなるか」（司法改革第一二二号（二〇〇〇年）三七―三九頁）、日本弁護士連合会 弁護士業務の広告問題ワーキング・グループ編『弁護士広告』（商事法務研究会、二〇〇〇年））。